

基安計発第 0620001 号
平成 18 年 6 月 20 日

独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課長

厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に
関する基本方針について（要請）

動物実験等については、これまでもその適正な実施を図ってきたところであるが、今般、厚生労働省の所管する実施機関において、動物愛護の観点に配慮しつつ、科学的観点に基づく適正な動物実験等の実施の推進を図ることを目的として、「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本方針」が策定され、別添のとおり平成 18 年 6 月 1 日付け科発第 0601003 号により本指針の周知及び遵守を要請されたところである。

については、貴職におかれては、本指針の内容を十分御了知の上、必要な組織体制や内規の整備等に努められるよう特段のご配慮をお願いする。また、貴研究所における動物実験等に携わる者に対し、本指針の周知及び遵守をお願いする。